

岡本の国会での質問

164-衆-厚生労働委員会-6号 平成18年03月08日

○岸田委員長 次に、岡本充功君。

○岡本(充)委員 民主党の岡本でございます。

きょうは、独立行政法人の今後の行方と、そして国の公務員の数を将来的に見据えていく重要な審議の入口でもある独立行政法人の統合、廃止、こういったものについて審議をさせていただくわけであります。

まず、その大前提として、私は、昨日夕刻ですけれども、お願いをした資料がきょういただけておりません。それで、何を要求したかという、厚生労働省の総職員数、そして独立行政法人、厚生労働大臣が主務大臣を務めてみえる、その独立行政法人の職員数、公務員型、非公務員型を問わずその職員数、平成十三年の三月末の独立行政法人発足前とそれ以後の人数の推移、どのようになっているか、それをお調べいただけませんかということをお願いしました。そうしましたところ、その資料はいただけない。

私はこう思うんですよ。独立行政法人の今回の評価の一つに、やはり人数がどう変わってきたか。そしてまた、その人数の推移こそが国の公務員数の総枠なんです。総務省が未定稿ですがまとめた資料という形で、私がちょっと入手をさせていただいた資料の中では、日本の国家公務員数は必ずしも多くない、こういう資料をいただいたことがあります。それを見る限りにおいては、あたかも日本の国家公務員数が少ないように見受けられるんですが、実は、それをひもといていきますと、この中に独立行政法人が入っていないんですね。

これは一応未定稿となっているから、数字が正式なものかどうか、微調整があるのかもしれませんが、例えば、人口千人当たりの公務員数、日本は三十五・一人だ、イギリスは七十三人だ、フランスが九十六・三人、アメリカが八十・六人、ドイツが五十八・四人となっている。日本は少ないんじゃないか、こう思うんですが、実は、ここに独立行政法人が入っていない。

なおかつ、ほかの国は二〇〇一年のデータを使っているが、日本だけは二〇〇四年のデータを使っている。なぜかといったら、独立行政法人が除かれるように資料をつくったんじゃないかとすら思えるような数字を持ってきて、日本の国家公務員数は人口千人当たりこも少ないんです、こういう話をされる。これは、誤った方向に議論を導くと私は思う。

したがって、独立行政法人の人の数、国から離れていった人、公務員型の人、非公務員型の人を問わず、国から運営費交付金という名前でお金が出て、人件費が出ている、この人たちの数を私は知りたいんですけれども、これがいただけなかったんですが、それについて、大臣、重要なデータと私は思うんですけれども、いかがお考えですか。

○赤松副大臣 今の御指摘の点、きょうまでにとということで、ちょっと難しかったと思われませんが、直ちに、できるだけ急いで出すようにいたします。

○岡本(充)委員 これ、いつ出していただけるかということがわからないと、これは採決もできないということになるんですね。これは重要な数字なんです。これが出なければ議論が始まらないと私は思っている。

○赤松副大臣 定員及び定員以外のいわゆる賃金職員等を精査するのに少し時間がかかったということでございますので、できるだけ早く、もちろん採決までの間に出すようにいたします。

○岡本(充)委員 いつ出していただけるんですか。それから審議をしたいと思うんです。

○赤松副大臣 きょうじゅうに出します。(発言する者あり)

○岸田委員長 まず、この資料提出については努力をいただくとして、岡本君におかれましては、きょう、質問の準備をされて、それ以外の部分について質疑の続行は可能ではありませんでしょうか。

○岡本(充)委員 後でその数字についてもう一回審議させていただけるなら、ほかの部分をやりますよ。

○岸田委員長 だから、とりあえず今、それ以外の部分において質問を続行していただいて、政府においては、きょうじゅうということですから、どの程度の時間にいただけるのか、ちょっと精査をお願いしますか。

○赤松副大臣 大枠の数の説明はすぐにでもできますが、詳細になると少し時間がかかるということでございます。(発言する者あり)

では……(発言する者あり)いやいや、ちょっとこちらにも態勢がございましたので、質問の中で出てくるというふうに私は想定しておりましたので、ちょっと対応がくれたことをおわび申し上げます。

厚生労働省の平成十三年三月の職員数は、国立病院の賃金職員も含めれば約十万九千人。平成十八年三月の職員数は五万五千三百十九人でありまして、約五万四千人の減ということになっております。

一方、厚生労働省関係独立行政法人に相当する職員につきましては、平成十三年三月で約二万人、平成十八年三月では約六万七千人で、約四万七千人の増と考えられます。

これを単純に比較することは適当でない部分がございますけれども、両者を合わせますと、平成十三年三月の職員は約十二万九千人、平成十八年三月の職員は約十二万二千人となりまして、約七千人の減ということになっております。

以上です。

○岡本(充)委員 何できのうの段階でこの数字を出してもらえなかったのかということは、大変私は疑問だし、今ここで出したということは、これは、詳細を私は検討したいから出してくれと言ったのに、詳細を検討する時間を与えないというやり方だ。これは出し方自体も私は問題だと思う。

しっかりはっきり言うておきましたよ。必ず今夜中にファクスで入れてくれ、それを見た上で私は審議をする、こういうふうにお話をしたのに、来たのは質問者のファクスのみです、厚生労働省から来たのは、これはきちっとお願いをしておいて、しかも無理な話じゃないのに、これを出さないというのは私は大変問題だと思うし、なお、今の話を伺いましたが、これは特殊法人由来の独立行政法人を含む数だというふうに考えてもよろしいんでしょうか。それからまた、出向者、ほかのいろいろな財団法人含めて、出向している人数を含めての数だと承知してよろしいんでしょうか。

○赤松副大臣 後に独法となった特殊法人、認可法人等の職員を含んでおります。

○岡本(充)委員 出向者はどうなっていますか。

○岸田委員長 厚労省、速やかに答弁をお願いいたします。

○赤松副大臣 済みません、おくれまして。

出向の職員も入っております。

○岡本(充)委員 ということになりますと、これは、厚生労働省に籍を置く、もしくは出向を含む人間、また、特殊法人、厚生労働省の大臣が主務大臣を務められる独立行政法人、すべてを含む人数だと承知をさせていただきたいと思いますが、この人数の変化というのは極めて私は少ないという印象を持つわけなんですね。実際のところ、独立行政法人になり、そして総公務員数をあたかも日本は少ないかのような報告が一部では出ている中で、実のところは変わっていないということを今回くしくも認めたことになるわけなんです、大臣。

今お聞きいただいたとおり、十二万九千人が十二万二千人になった。五年間の独立行政法人の成果としてこれが適切な成果だったのかどうかについて、大臣の御答弁をいただきたいと思います。

○川崎国務大臣 どこかで私もその資料を見まして、私は、正直言って、この問題、二十年以上やっているんです。日本の公務員の数は多くないという認識は持っております。正直言って日本の公務員の数は多くない。しかしながら、この十年、財政的な問題があって、きちっと、公務員の管理も、もう少し縮減していこうという中で努力が行われてきたことは事実だろう。

一方で、その資料を見ましたときに、どうして二〇〇一年と二〇〇四年を比較しているのかね、総務省がどうしてアメリカやイギリスやフランスの国家公務員の人数を二〇〇一年時点でしかとらえられないんだということを聞いてこいと、実は私の方から言ったこともございます。

そういう意味では、先ほどから御指摘のように、データというものはやはり同じ年次で、同じデータベースで比較しながらやっていかなきゃならない、しかし、いろいろ議論はいただきますけれども、我が国の公務員の数は決して多くないということは間違いないと思っております。

○岡本(充)委員 私は、それを聞いているんじゃないんです。この五年間の人員の変化、厚生労働省に関する公務員、もしくは非公務員型を含みますけれども、国から人件費の出ている人間の数が十二万九千人から十二万二千人ですか、独立行政法人の評価として、効果として、大臣はこの人員の変化についてどのような御評価をなさるのかということです。

○川崎国務大臣 この五年の中で厚生労働省が担当しなけりゃならない仕事はどのぐらいふえたかというものを加味しながら、最終的な判断をしていかなけりゃならないだろう。急な御質問でございましたので、そこまでデータを持っておりません。

しかし、基本的には厚生労働省の仕事、分野、この委員会でもいろいろ御質問いただきますけれども、ふえてきていると思えます。ふえてきている中で削減をしながらやっていることは事実だろう、これは委員の方も御理解をいただけるものと思っております。

○岡本(充)委員 大臣、私も別に急な質問をしたかったわけじゃないんです。このデータが出てきたら、それに伴って質問通告をしたかったわけなんです。しかし、それができなかったことを大臣もぜひ御了解をいただきたいというふうに思います。

その上で、では、厚生労働省関連の仕事がふえてきている、今、こういうお話ですが、後ほどこれは指摘をさせていただきますが、私は、外部へ発注できる仕事が幾つもあると思っておりますし、もちろん国でやらなきゃいけない仕事もあります。その中できちっと選別をしていけば、決して仕事が単純にふえてきているという、言い逃れと言っては失礼ですけれども、そういう理由だけが人員削減を阻んでいるわけではないということを御理解いただけたらと思いますので、その点については、私は逆に指摘をさせていただきたいと思えます。

時間の関係もありますので、ちょっと質問を進めていきたいと思えます。

まずは、今回の独立行政法人の全般的な問題に関してでございますが、先ほど田名部委員からも質問がありました。私も改めて聞きたいと思えますが、平成十三年の四月の時点で、これら今回審議の対象となっております三つの独立行政法人は、すべて公務員型で出発をしました。公務員

でなければこれらの業務は行えない、そういう判断をなされていたにもかかわらず、十八年の法案審議に当たっては、非公務員型でも構わない、こういう考えに変わってきております。

これは一体どういう変化があったのか、それぞれお答えをいただきたいと思うわけですが、よろしくをお願いします。

○川崎国務大臣 一つ一つの理由は後で答えさせますけれども、総論から申し上げますと、先ほどもお答え申し上げたように、サッチャー政権でエージェンシーというものの効果が上がっているという定義がされて、我が国の中でも独立行政法人化をして、今まで直接官がやっている部分をできるだけ移行していった方がいんじゃないか、そして、その独立行政法人自体が評価をされて、先ほどの仕事との比較論が一つ一つされていくことによって、我が国のシステム全体がより効率的なものになるのではないかと、こういう議論で始まりました。

しかし一方で、先ほど申し上げたように、我が党の中でも反対論が多ございました。まして、非公務員化ということは国の仕事の放棄だという議論まである、しかしながら、やはり一つ進めようという中で、議論として公務員化を選択したもの、非公務員化を選択したものに分かれてきた。

しかし、昨年、郵政公社で御議論をいただきましたように、もう郵便の仕事を公務員がやる必要はないだろうという枠組みの中で、世の中全体の理解というものが変わってきたという中で、それでは今まで主張してきたこととの担保の裏づけ、これは後から説明があると思いますけれども、担保の裏づけをした上で、非公務員化はできないか、できるだけ努力してみろという中で、今回、内閣としての一つの提言を受けながら、厚生労働省として、こういう部分についてはもう一步踏み込むことはできるだろうという判断をしたということでございます。

○中野副大臣 岡本委員の御質問にお答えをしたいと思います。

今般の独立法人の見直しの中で今の方針変更をした理由でございますけれども、それにつきましては、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会や行政改革推進本部の独立行政法人に関する有識者会議における議論を踏まえた、そういう結果でございます。総体的に言えば、今大臣の御認識もあったと思います。その中で、非公務員化によりまして民間との共同研究や人事交流を促進することによりまして、一層質の高い研究成果が期待できるという判断に達したことから統合に至ったと考えております。

○岡本(充)委員 これは今大臣くしくも言われましたが、確かに公務員でなければできない仕事という概念は刻々と変わってくると思いますが、個別的な話として、平成十三年の段階では、業務の停滞が国民の生活または社会経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼすと認められるもの、もしくは当該独立行政法人の目的、業務の性質等を総合的に勘案して、その役員及び職員に国家公務員の身分を与えることが必要と認められるもの、こういうふうな明確な基準があったわけです。

この基準を平成十三年はこのように満たしていた、そして今現時点ではこのように満たさなくなった、それを個別にお聞かせいただきたいというふうにお問い合わせをしております。お願いします。

○青木政府参考人 先ほど来申し上げますけれども、平成十三年のときには、公共性が高い事務事業を万全に遂行するため、公務員型の独立行政法人としてスタートするということになったわけでありまして。

そういう意味では、まず、産業安全研究所について申し上げますと、産業安全研究所は、労働災害防止のための調査研究を行うということで、事業場内におきます機械設備でありますとか、あるいは作業工程でありますとか、そういったことに災害発生の原因はないだろうかということで調査研究をするということでございます。したがって、各企業のノウハウに係る部分までも実は立ち入って見ないといけないというような面もございます。そういう意味で、非常に公共性が高いということでございます。

ということで、公務員型ということであったわけでありまして、お話しありましたように、十六年には、業務運営をより効率化するという、いわば非公務員化になったことによるメリットというものもあるのではないかということで議論をいたしました。私どもとしても、当初、平成十六年段階におきましては、そういった公務員型をむしろ維持するのが適当ではないかということで議論をいたしました。

しかし、産業安全研究所等については、災害発生時の立ち入り権限をきちんと措置する、そういう裏づけをした上で、これを非公務員化してもそういった問題はないだろうということで転換をいたしまして、今回、非公務員型ということをお願いをしようということにいたしましたものでございます。

○外口政府参考人 国立健康・栄養研究所におきましても、議員御存じのように、国民栄養調査でございますとか、それから、中立公正な立場からの情報提供とかそういった大変公的な部分の多い仕事をやっておりましたので、こういった中で、独立行政法人であっても公務員型というような考え方でスタートしてきたわけでございますけれども、時代の流れと申しますか状況の変化等がございまして、非公務員型にしても、そういったことをうまく工夫すれば、かえって非公務員型のメリット、例えば官民交流がやりやすくなるとか、中のシステムが組みやすくなるとか、それから若手のやる気のある人をきっちり処遇できるとか、そういったメリットも考えまして、中の考え方が変わってきたわけでございます。

○岡本(充)委員 今、答弁にありましたけれども、法的措置、例えば労働安全衛生法の一部改正を伴うことで措置をすれば、公務員型でなく非公務員型でも当初からできたということをお認めに、産業安全研究所についてはそのように認識をされるのかどうか、まずそれが一点。

それから、今、もう一つ答弁がありましたけれども、国立健康・栄養研究所については、工夫をしたと言われますが、これは当初からできる工夫ではなかったわけなんですか。今までかからなければならなかった工夫なんですか。私は、そういう今の外口さんの答弁であれば、当初から工夫さえしておけば非公務員型でもいけたというふうに解釈するわけですが、これについて重ねて御質問させていただきます。それぞれお願いします。

○青木政府参考人 理屈の上では、今から考えますれば、十分検討の上、そういったことがきちんと手当てできるということで手当てをすれば、その時点で可能ではあったと思います。

しかし、そういったことの十分なる検討でありますとか、あるいはそのほかの議論、例えば、本当に効率的な官民交流を進めていくことができるのだろうかとか、そういうメリットの面についても十分議論をしなければいけないということでありますので、担保措置として限定して御議論されればそういうことだというふうに思っております。

○外口政府参考人 今、非公務員化ができるんだから、前もできたのではないかと、そういったようなお考えはあるかと思えます。ただ、それにはやはり一定の、関係者を含めての御理解というものも必要だと思いますし、先ほど申し上げましたような一定の工夫も必要だと思います。

工夫と言うのが適切かどうかわかりませんが、守秘義務についても、公務員はもちろん守秘義務がきっちりかかりますけれども、例えば研究所の役員、職員は職務上知ることができた秘密を漏らし、または盗用してはならない、そういった規定をきっちり設けることを含め、いわゆる公務員であることによって得られているメリットを何かほかの形で、就業規則等も含めてきっちりつくっていくことなどを含めて、職員が公的な仕事をやっていくことを続けながら、非公務員化のメリットを享受するというのを検討して可能になったものと考えております。

○岡本(充)委員 今お話しがありましたけれども、まずは今回の統合と、そして非公務員化の問題、それぞれ、特に非公務員化の問題については、発足時点で努力をすれば、もしくはきちっと技術的な面について検討を重ねれば非公務員化することができたということをお認めになっ

たんだというふうに、今、理解をさせていただきました。

その上で、別に私は非公務員化がすべていいと言っているわけではない、公務員でなければできない仕事があるのも事実だと思っていますので、そういう議論をしているわけではありませんが、そもそも、今御指摘させていただいたとおり、当初の検討が不十分であったということを、改めて、大臣、ぜひ御理解いただいて、次のまた同様の見直しの際に、五年前に見直しておけば技術的に可能だったのに、五年前に検討が十分できたにもかかわらず五年後にまた次なる問題を提起されることのないように、ぜひ今回の改正に当たっては万全を期していただきたいと思います。大臣の御決意をいただきたい。

○川崎国務大臣 御指摘は、一部私も同意する点でございます。

国鉄の改革、電電公社の改革というものを見ながら、何で郵便局だけおくれたんだという御質問をいただいているのと同じような話だろうと思うんですね。しかし、やはり、国鉄ができた、電電公社ができた中で、郵便というものをいつまで国家公務員がやるんですかという議論の中で、国民全体が、これはもう国家公務員というものを外していいんじゃないかと。実は、我が党内でも随分反対があったし、私も一時は反対の頭目の一人でしたからね。しかし、最終的には、民間人でもできるのではないかという理解になってきた。それにはやはり時間の経過というものがあるんだろう。

先ほど田名部議員にもお答えしたんですけれども、一番最初に独法というものを持ってきましたときに、官僚の抵抗は正直言ってきつかったですよ。こんなもの本当にできるのかという意見の方が強かった。しかしながら、現実には試行錯誤しながらやってきて、自分たちもやってみて、ああ、これなら民間でできるじゃないかという形が変わってきた。そういう意味では、やはり仕事をしてもらう人たちの気持ちというものが大事でありますので、政治がリーダーシップをとることは大事でありますけれども、その現場で働く人たちの気持ちというものをやはりしんしゃくしながらやっていかなきゃならぬ。

そういう意味では、だんだんやってきて、その現場で働いている研究者の皆さん方、事務の仕事がされている方々、トップに立つ理事の方々も、だんだんそうでいいだろうというものが醸成されてきたということは間違いないだろう。英断があれば十三年にできたじゃないかという御指摘もまた、先ほど申し上げたように、その一面だろうと考えております。

○岡本(充)委員 こういった今の公務員型、非公務員型という今の議論を踏まえた上で、もう一つ重ねて、国立健康・栄養研究所についてお伺いをしたいと思います。

頭になぜ国立という文字がつくのかということでございます。お答えいただけますか。

○外口政府参考人 国立健康・栄養研究所は、議員御存じのように、国民栄養調査とか、それからいわゆる健康食品に関する調査研究を行って、正確な情報を公平中立な立場から国民やあるいは管理栄養士さんとか関係者の方々に提供しております。

例えば、例を挙げれば、二年前に健康食品の素材のデータベースをつくってホームページで公開しました。最初の半年で百九十万件近くアクセスがありました。それだけ正確な情報を皆さんが欲していたわけでございます。この情報は、やはり、国立健康・栄養研究所がパブリックな立場、公的な立場であるということを皆さん信頼して、情報にアクセスしてくれたんだと考えております。

また、一方で、こういった健康や栄養に関する情報というのはほかのところにもたくさん出ております。本屋さんあるいはインターネットで見ますと、さまざまな主体がさまざまな媒体で提供しているわけでございます。仮に国立健康・栄養研究所から国立という文字を外した場合、この健康関連の会社が、実は、健康研究所とかそういった名前の名称のところはかなりあります。こういった会社と混同されることも考えられるわけでありまして。

こういったことも考えて、既に国立健康・栄養研究所の名称は広く定着しているところでございますので、独立行政法人国立健康・栄養研究所、そういった名称を用いることが適当ではないかと我々は考えておりますので、そここのところはぜひ御理解いただけたらと思います。

○岡本(充)委員 私は、名前は確かにすべてではないということは認めます。内容も必要だと思います。内容を見ると、もう公務員じゃないんですよ、それから独立行政法人ですよ、確かにお金は運営費交付金という形で国から出ていますよ、そういう話であれば、残る理由は、広く国民にこれまで国立という名前がついていることを認識してもらっているからこのまま続けたい、こういう理解でいいわけなんですか。ああ、うなずかれましたね。そうですね。だとするならば、広く国民に認知をされている名前は変えないという話になってしまうわけですね。

大臣、私、別に国立にこだわっているわけではありませんが、名は体をあらわすという言葉もありますけれども、名称とどういふふうな組織なのかということ国民が理解をする上で、私は、名称の変更があっても今回はよかつたんじゃないかというふうに思うわけなんです、大臣は今回のこの国立という名前に違和感は覚えられませんでしたか。

○川崎国務大臣 例えば、大蔵省は造幣局、それから印刷がありますね。国立という名前を印刷だけはつけたようでございます。そういう意味では、そういう名前のネーミングは国民にわかりやすいだろうという選択だろうと思いますね。造幣だったら当然民間の機関はないですから。印刷はいろいろな民間の機関がありますから、あえて国立をつけられた。

国立大学の問題、他の機関との整合性からいって、まさにイギリスでいえばエージェンシー、独法として国民に理解をいただくという意味では、この名前が通りやすい名前であろうという選択を今のところしているんだろうと思うんです。これは我が省だけの問題じゃなくて、全体として、何かいい名前があるんじゃないですかという御提言があれば、それはまたこれからの議論というか、この法律以降の議論として、大学の問題やさまざまな機関の問題、まだ国がやっているのかというイメージがいつまでもつきまとうというならば、何かいいネーミングに変えるのは、一つの提言としてはあるだろうと思いますけれども、今のところは、他の機関との並びからいけば、国立という名前をつけて国民の理解を得る方が早いだろうと思っております。

○岡本(充)委員 続きまして、今度は、独立行政法人の今後について少しお伺いをしたいと思っています。

今度新しくできる労働安全衛生研究所、国立健康・栄養研究所、それぞれ国から運営費交付金という名前で、今後も渡し切りでお金が渡されるわけでありまして。このお金についてはどういうふうな削減を目指していくのかということをお伺いしましたら、まず、労働安全衛生研究所の方は、今後、中期目標期間中において、平成十七年度の運営費交付金額に比して、一般管理費(役員及び管理部門の人件費を含む)について一五%、事業費(研究部門の人件費を含む)について五%に相当する額を削減するよう指示することとしている、こういうふうになっているんですね。国立健康・栄養研究所については、今後、中期目標期間中において、平成十七年度の運営費交付金に比して、一般管理費については一〇%、人件費及び業務経費についても五%に相当する額を削減するよう指示することとしている、こういうふうになっています。

これは正しいでしょうか。こういう認識でよろしいでしょうか。

○中野副大臣 今の委員の御発言でございますが、そのとおりでございます。

○岡本(充)委員 これは数を減らすということなのか、単価を減らすということなのか、どちらなのでしょう。

○中野副大臣 例えば、特殊法人から移行した独立行政法人と同じ程度の一般管理費という中には役員及び管理部門の人件費も含まれるということになりますと、例えば役員の数も八名から三名減らすとか、そういう量的な問題も当然含まれると思いますし、その中で、経費の削減の中では、単価というものも問題があるということは当然だと思います。

○岡本(充)委員 大体残り時間があと五分になったわけですがけれども、実は最初、これは内訳を聞いて、人数の話で質問したかった部分がありました。それについて、きょうじゅうに正確な資料をもらえるということなので、それを踏まえて、金曜日にこの人数の部分、残り五分でやりたいと思うんですけれども、それについて御理解いただけますでしょうか。

○岸田委員長 それについては……(発言する者あり)
それでは、それについては、別途理事会で協議をさせていただきます。お願いします。

○岡本(充)委員 では、これで終わります。